

運輸安全委員会は、平成30年3月29日(木)、  
船舶事故等調査報告書28件(事故25件,インシデント3件),及び軽微事案の船舶事故等  
調査報告書42件(事故34件,インシデント8件)を、ホームページで公表しました。

28件のうち、事故25件の内訳は、(乗組員の)死傷等9件、船舶間の衝突6件、転覆4件、(防波堤等への)衝突3件、  
乗揚2件及び火災1件、また、インシデントは、運航不能(機関故障)3件です。  
このうち、重大【東京】事案はありませんでした。

神戸事務所の1件[能登半島沖におけるセメント運搬船と油タンカーの衝突事故]の概要を、別紙のとおりご紹介します。  
公表された事故等調査報告書をもとに、当協会の責任で編集しましたので、ご参考にしてください。  
なお、詳細は、運輸安全委員会のホームページでご確認願います。

[http://www.mlit.go.jp/jtsb/ship/rep-acci/2018/MA2018-3-14\\_2017kb0039.pdf](http://www.mlit.go.jp/jtsb/ship/rep-acci/2018/MA2018-3-14_2017kb0039.pdf)

また、軽微事案42件のうち、事故34件の内訳は、乗揚12件、船舶間の衝突7件、(岸壁等への)衝突7件、転覆3件、火  
災2件、浸水2件及び乗組員の負傷1件であり、インシデント8件の内訳は、運航不能(機関故障5,燃料供給不能1)6件、  
運航阻害2件、安全阻害1件です。

**【事故概要】** A船(7,320トン)及びB船(3,753トン)は、石川県能登半島北方沖を共に東北東進中、両船が衝突した。  
**【発生日時】** 平成29年6月6日 02時39分ごろ  
**【発生場所】** 石川県珠洲市禄剛埼北東方沖  
**【死傷者】** A船 軽傷1人(機関士)

### 〈原因〉

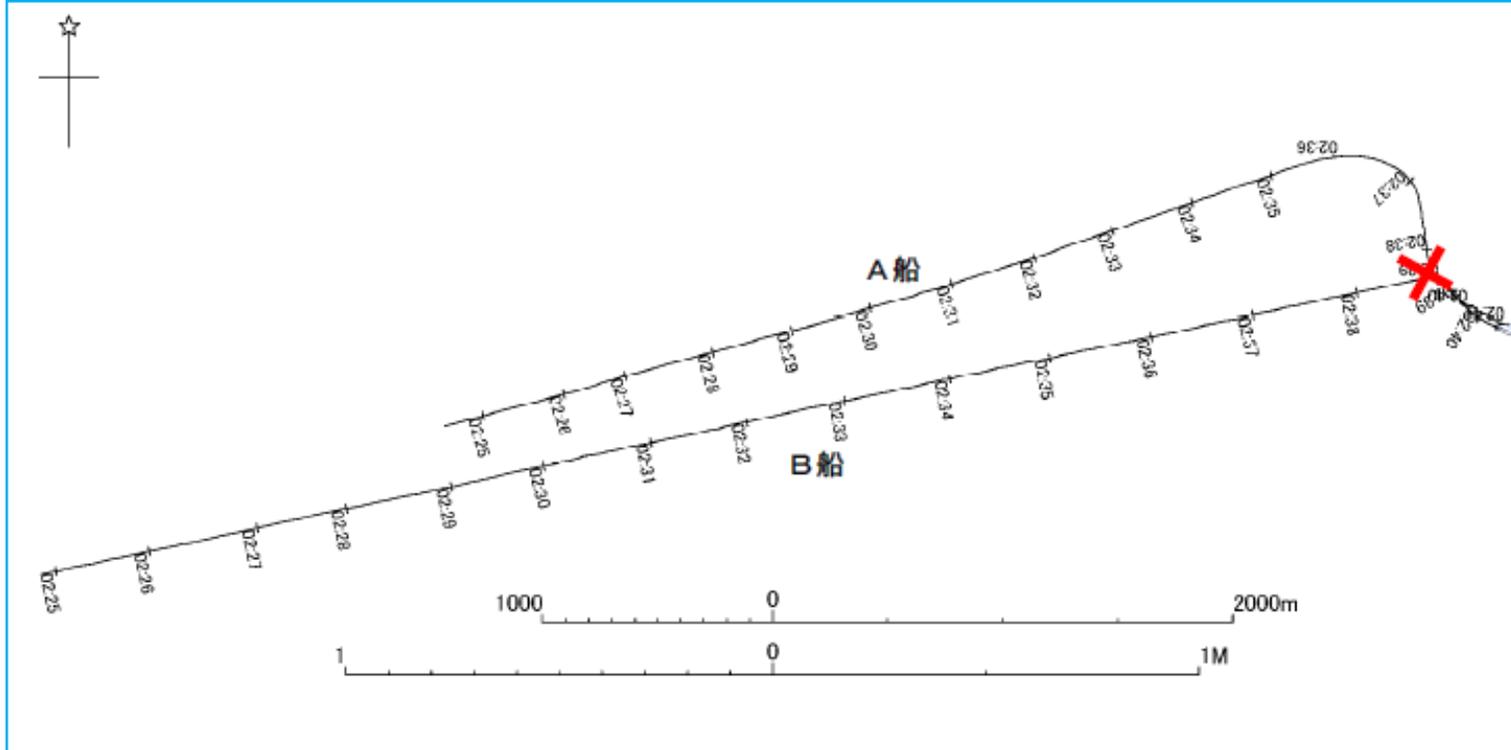
A船及びB船が共に東北東方に航行中、航海士Aが右転する際、右舷後方の見張りを行っておらず、また、航海士Bが見張りを行っていなかったため、両船が衝突した。

### 〈背景要因〉

- ① 航海士Aが右転する際、右舷後方の見張りを行っていなかったのは、レーダーで、右舷後方2MにB船を初認したとき、速力差が大きくなかったため、まだ遠くにいると思っていたことによる。
- ② 航海士Bが見張りを行っていなかったのは、A船が禄剛埼を通過しても針路を転じることなく東北東進していたので、しばらく同じ針路で航行するものと思い、海図室に入って航海日誌に転針記事を記載していたことによる。

### 〈その他の事項〉

A船は、新潟県糸魚川港に向かっていたが、右転した後、時間調整のため石川県小木港南方で漂泊する予定であった。



### 〈その他の事項〉

航海士Bは、海図室に入る前、A船のコンパス方位に変化があることを認めていた。  
航海士Bは、ふだんから転針地点を通過した後に海図室に入り、航海日誌に転針記事を記載していたが、その際、周囲に航行の支障となる船舶がないことを確認していた。

### 〈再発防止策〉

船橋当直に当たる者は、周囲の船舶に目を配るなど、**常時適切な見張り**を行うこと。